

報告第 3 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

D V等支援措置を実施していたにもかかわらず、加害者代理人弁護士からの職務上請求に応じて戸籍の附票の写しを発行した件に関する示談金の支払いについて、地方自治法180条1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年12月6日

足立区長 近藤 弥生

戸籍附票の写しの誤発行に関する和解について

足立区は、DV等支援措置に係る戸籍附票の写しを加害者の代理人弁護士からの職務上請求に応じて発行した件につき、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区在住者

2 和解の要旨

- (1) 足立区は、相手方に対し示談金として、金70万円の支払義務があることを認める。
- (2) 足立区は、相手方に対するDV等支援措置を今後も適切に実施するものとし、相手方の足立区外への転居に際しては、転居先自治体へのDV等支援措置の引継その他の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 足立区は、相手方の現住所地を所轄する警察署に対し、相手方の保護に係る支援要請を継続するとともに、相手方の足立区外への転居に際しては、相手方の転居先を所轄する警察署による相手方に対する支援を要請するものとする。